



第3回 JSPO ス少発第236号
令和3年11月25日

都道府県スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団
本部長 泉 正文
(本部長印省略)

スポーツ少年団関係者に対する「スポーツ団体ガバナンスコード」の周知について（依頼）

平素より当協会スポーツ少年団活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、スポーツ庁は、令和元年度に、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範として「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「ガバナンスコード」という。）を策定しました。

日本スポーツ少年団では、令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）において、ガバナンスコードの概要をご説明し、都道府県内のスポーツ少年団関係者に対するガバナンスコードの周知へのご協力をお願いしたところです。

ガバナンスコードは、国として強制力を有するものではありませんが、スポーツ界全体への信頼性確保のためには、遵守が求められるものと認識しております。

また、スポーツ庁は、地方公共団体に対し、一般スポーツ団体を対象とした公的助成を行う際には、令和3年度事業から、公的助成の申請要件の一つとして、ガバナンスコードの遵守状況を確認するためのセルフチェックシートに基づく自己説明および公表を位置付けるよう要請しています。

これらのことを踏まえ、この度、令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議においてご説明した、ガバナンスコードに関する資料の解説版をご用意しましたので、貴都道府県内市区町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団等関係者へのガバナンスコードの周知の際にご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

■添付資料

- ・スポーツ団体ガバナンスコードについて（解説版）
 - *令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議配布資料に説明内容を加筆したものです。
- ・スポーツ団体ガバナンスコードについて
 - *令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議配布資料と同じ内容です。

【本件に関する問合せ先】

地域スポーツ推進部 少年団課

TEL : 03-6910-5814

E-mail : jjsa@japan-sports.or.jp